

食品製造業等取締条例（平成27年10月1日施行後）

（目的）

第一条 この条例は、食品衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 行商 業として次に掲げる食品（缶詰食品、瓶詰食品及び容器包装詰加圧加熱殺菌食品を除く。）を人力により移行しながら販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）することをいう。

イ 菓子

ロ アイスクリーム類

ハ 魚介類（生きているものを除く。）及びその加工品

ニ 豆腐及びその加工品

ホ 弁当類

ヘ ゆでめん類

ト そう菜類

二 行商人 知事の発行する鑑札及び記章の交付を受け行商（第一号ホ又はトに係るものを除く。以下この号において同じ。）を営む者（その使用人で行商に従事する者を含む。）をいう。

三 弁当等人力販売業 行商であつて、第一号ホ又はトに係るものをいう。

四 弁当等人力販売業者 知事の許可を受けて弁当等人力販売業を営む者をいう。

五 製造業等 次に掲げる営業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十二条第一項の規定に基づき許可を要する営業の用に供する施設において、その許可営業に類する営業を行う場合を除く。）をいう。

イ つけ物製造業（塩づけ及びぬかづけ以外のつけ物を製造する営業をいう。）

ロ 製菓材料等製造業（生種、いり種、コーンカップ、アンゼリカ、フォンダント、フラワーペーストその他の製菓材料並びにジャム及びママレード類を製造する営業をいう。）

ハ 粉末食品製造業（粉末ジュース、インスタントコーヒー、みそ汁のもと、ふりかけ類、ドーナツのもとその他の粉末食品を製造する営業をいう。）

ニ そう菜半製品等製造業（ギョウザ、コロケ、ハンバーグその他のそう菜の半製品、こんにやく、ちくわぶその他のそう菜材料及びしそ巻、たいみそその他のそう菜類似食品を製造する営業をいう。）

ホ 調味料等製造業（チャーハンのもと、だしのもと、カレールーその他の調味料及び七味唐辛子、カレー粉、さんしょう粉その他の香辛料を製造する営業をいう。）

ヘ 魚介類加工業

ト 食料品等販売業（弁当類、そう菜類、乳製品、食肉製品、魚介類加工品その他の調理加工を要しないで直接摂食できる食品を販売する営業をいう。）

チ 液卵製造業（鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。以下同じ。）を製造す

る営業をいう。)

- 六 製造業者等 知事の許可を受けて製造業等を営む者をいう。
- 七 卵選別包装業者 鶏の殻付き卵を選別し包装する営業を営む者をいう。
- 八 給食供給者 営業以外の場合で、学校、病院、社会福祉施設等（以下この号において「施設等」という。）において、特定多数人に対して、同一の施設等で週一回以上継続的に一回二十食以上又は一日五十食以上の食事を供給する者をいう。
- 九 給食施設 給食供給者が食事を供給するために使用する施設をいう。

(鑑札等の交付)

第三条 行商人になろうとする者は、次に掲げる事項を知事に届け出て、鑑札及び記章の交付を受けなければならない。

- 一 行商の種類
 - 二 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 三 主たる食品の仕入先の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 2 行商人は、前項第二号又は第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。
- 3 鑑札及び記章を亡失又はき損したときは、直ちにその事由を記載し、届出て、き損したときは、その鑑札又は記章を添え、鑑札又は記章の再交付を受けなければならない。

(鑑札等の更新)

第四条 鑑札及び記章の有効期間は、交付の日からその年の十二月三十一日までとする。

(弁当等人力販売業者の許可申請)

第五条 弁当等人力販売業者になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて提出し、知事の許可を受けなければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 二 主たる営業地
 - 三 営業所の名称、屋号又は商号
 - 四 設備の概要
- 2 前項の規定により許可を受けた弁当等人力販売業者が、許可の有効期間満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず申請書に次の事項を記載し、知事に提出しなければならない。
- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 現に受けている営業許可の番号
- 3 弁当等人力販売業者は、第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

(許可済証の交付)

第五条の二 弁当等人力販売業者の許可を受けた者は、弁当等人力販売業者として販売に従事する者及び許可設備ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、許可済証の交付を受けなければならない。

- 一 許可済証の交付を受ける者の氏名及び住所
- 二 営業所の名称、屋号又は商号
- 三 主たる営業地及び従たる営業地
- 四 営業許可の番号

2 弁当等人力販売業者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

3 許可済証を亡失又はき損したときは、直ちにその事由を記載し、申請し、き損したときは、その許可済証を添え、許可済証の再交付を受けなければならない。

(製造業者等の許可申請)

第五条の三 製造業者等になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて提出し、知事の許可を受けなければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 営業所の所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業の種類
- 五 設備の概要

2 前項の規定により許可を受けた製造業者等が、許可の有効期間満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、前項各号にかかわらず申請書に次の事項を記載し、知事に提出しなければならない。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項
- 二 現に受けている営業許可の番号

3 製造業者等は、第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

(承継)

第五条の四 第五条第一項の許可を受けた弁当等人力販売業者又は前条第一項の許可を受けた製造業者等（以下この条において「許可営業者」という。）について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(卵選別包装業者の届出)

第五条の五 卵選別包装業者は、営業を開始したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に、東京都規則（以下「規則」という。）で定める書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 二 営業所の所在地
 - 三 営業所の名称、屋号又は商号
 - 四 営業を開始した年月日
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 卵選別包装業者は、前項第一号又は第三号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更を生じたときは、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

(給食供給者の届出)

第五条の六 給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始したときは、規則で定める場合を除き、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に、給食施設の設備の構造を表示した図面を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 二 給食施設の所在地
 - 三 給食施設の名称
 - 四 一日に供給する各回ごとの食数
 - 五 食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）の氏名
 - 六 設備の概要
 - 七 食事の供給を開始した年月日
 - 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 給食供給者は、前項第一号又は第三号から第六号までに掲げる事項に変更を生じたときは、規則で定める場合を除き、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

(衛生基準等)

第六条 行商人、弁当等人力販売業者、製造業者等及び給食供給者は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる衛生基準に従わなければならない。ただし、土地の状況その他特別の事情により、知事が衛生上支障がないと認めた事項については、しんしやくすることができる。

- 一 行商人 別表第一に定める衛生基準
 - 二 弁当等人力販売業者 別表第二に定める衛生基準
 - 三 製造業者等（食料品等販売業のうち自動販売機によるものを除く。） 別表第三に定める衛生基準
 - 四 製造業者等（食料品等販売業で自動販売機によるものに限る。） 別表第四に定める衛生基準
 - 五 給食供給者 別表第五に定める衛生基準
- 2 行商人及び弁当等人力販売業者は、行商に際して食品の調理又は加工をしてはならない。

(許可)

第七条 知事は、第五条第一項又は第五条の三第一項の申請があつた場合は、その設備又は施設が前条第一項の衛生基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。ただし、弁当等人力販売業者又は製造業者等になろうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第十三条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

2 知事は、前項の許可をしたときは、許可書を交付する。

(許可の条件)

第八条 知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第一項の許可に五年を下らない有効期間その他の条件を付することができる。

(廃業等の届出)

第九条 行商人、弁当等人力販売業者、製造業者等又は卵選別包装業者が廃業したときは、その日から十日以内に知事に届け出なければならない。

- 2 給食供給者が給食施設における食事の供給を廃止したときは、規則で定める場合を除き、その日から十日以内に知事に届け出なければならない。
- 3 行商人は、第一項の届出をするときは、鑑札及び記章を返納しなければならない。
- 4 弁当等人力販売業者は、第一項の届出をするとき又は許可済証の交付を受けた者が販売に従事しなくなつたときは、その日から十日以内に知事に全部又は一部の許可済証を返納しなければならない。

(鑑札等の返納)

第九条の二 行商人は、鑑札及び記章の有効期間が満了したときは、その日から十日以内に知事にその鑑札及び記章を返納しなければならない。

(鑑札等の携行)

第十条 行商人は、行商するときは、鑑札を携行し、記章を見易い箇所につけなければならない。

- 2 行商人は、鑑札又は記章を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可済証の携行)

第十条の二 弁当等人力販売業者として販売に従事する者は、営業するときは、許可済証を見やすい箇所に携行しなければならない。

- 2 弁当等人力販売業者として販売に従事する者は、許可済証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(手数料)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を届出又は申請の際納付しなければならない。

- 一 鑑札及び記章の交付（更新を含む。）を受けようとする者 業種ごとに 千八百円
 - 二 鑑札又は記章の再交付を受けようとする者 一件ごとに 千円
 - 三 弁当等人力販売業の許可を受けようとする者 一件ごとに 八千八百円
 - 四 許可済証の交付を受けようとする者 一件ごとに 千四百円
 - 五 許可済証の再交付を受けようとする者 一件ごとに 千円
 - 六 製造業等の許可を受けようとする者 業種ごとに 一万三千二百円
- 2 弁当等人力販売業の許可を受け営業を営んでいる者が、有効期間満了に際し、引き続き営業の許可を受けようとするときの手数は、前項第三号の規定にかかわらず五千四百円とする。
- 3 製造業者等の許可を受け営業を営んでいる者が、有効期間満了に際し、引き続き営業の許可を受けようとするときの手数は、第一項第六号の規定にかかわらず七千八百円とする。
- 4 前三項の手数は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）により保護を受ける者から届出があつたとき、その他知事において特別な事由があると認めるときはこれを免除することができる。

(報告、検査及び質問)

第十二条 知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、行商人、弁当等人力販売業者、製造業者等、卵選別包装業者、給食供給者その他の関係人から必要な報告を求め、又はその職員をしてそれらの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

- 2 前項の場合においては、その職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(行政処分)

第十三条 知事は、次の各号の一に該当するときは、食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命じ、又は営業の許可を取り消し、若しくは期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

- 一 行商人が第三条第二項の届出を怠り、又は第六条若しくは第十条の規定に違反したとき。
- 二 弁当等人力販売業者が第五条第三項若しくは第五条の二第二項の届出を怠り、又は第六条若しくは第十条の二の規定に違反したとき。
- 三 製造業者等が第五条の三第三項の届出を怠り、又は第六条の規定に違反したとき。

第十三条の二 知事は、給食供給者が第六条第一項の規定に違反したときは、食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命じ、又は給食施設における食事の供給を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

(罰則)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反した者
- 二 第五条の三第一項の規定に違反した者

三 前二条の規定による知事の命令に従わない者

第十四条の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

別表第一（第六条関係）

行商人の衛生基準

第一 共通事項

- 一 行商に従事する者は、身体を清潔にし、清潔な被服を着用すること。また、年に少なくとも一回は、健康診断及び検便を受けるようにすること。
- 二 運搬容器の見やすい所に行商人の住所及び氏名を明記すること。
- 三 包装されない食品を取り扱うときは、必ずはし、食品ばさみ等を用い、直接手指を食品に触れないこと。ただし、生豆腐については、この限りでない。
- 四 容器は、清掃しやすい構造で、防じん及び防虫の設備のあるものを使用すること。

第二 特定事項

一 菓子行商

- (一) 水飴^{あめ}等の流動性の菓子は、行商中小分け販売をしないこと。
- (二) 容器には、食品並びにはし、食品ばさみ及びスコップ以外のものを入れないこと。

二 アイスクリーム類行商

- (一) 容器のふたは、二重とし、かつ、冷却保存できるものであること。
- (二) 容器の底には、必要に応じてすの子を敷き、解けた水が直接アイスクリーム類に触れないようにすること。
- (三) アイスクリーム類は、製造場において、衛生的な容器に小分けし、密栓したもの又は耐水性の紙で包装したものに限り、ること。

三 魚介類及び魚介類加工品の行商

- (一) 運搬容器は、ふたがあり、内部にすの子を敷き、汚水が漏れないものであること。
- (二) 行商中は、氷を用いる等常に鮮度保持に必要な処置をすること。
- (三) 調理した魚介と丸の魚介は、それぞれ別個の容器を使用すること。

四 豆腐及び豆腐加工品の行商

容器内の水は、しばしば入替えを行い、常に清潔で衛生的に保持すること。

五 ゆでめん類の行商

販売する食品は、十分放冷したものであること。

別表第二（第六条関係）

弁当等人力販売業者の衛生基準

第一 設備基準

- 一 運搬用具は、人力により移動できる機能を有し、清掃しやすい構造であること。
- 二 運搬用具は、運搬容器、温度計及び消毒用薬品を入れた容器を収容することができるものであること。
- 三 運搬容器は、取扱数量に応じた十分な容量があること。
- 四 運搬容器は、直射日光を遮るよう、遮光性を有すること。
- 五 運搬容器は、断熱材を使用する等、外気温、道路の照り返し等の影響を受けない構造のものであること。

六 運搬容器内は、金属、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、かつ容易に洗浄のできる構造であること。

七 運搬容器は、完全に密閉できる蓋を有すること。

八 運搬容器内の見やすい箇所に、温度計を備えること。

九 手指を消毒するため消毒用薬品を入れた容器を使用に便利な箇所に備えること。

第二 衛生管理運営基準

一 食品衛生責任者等

(一) 食品衛生責任者の設置

イ 営業者は、許可設備ごとに、販売に従事する者を食品衛生責任者として定めて置かなければならない。

ロ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営に当たるものとする。

ハ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が必要な場合は、営業者に対して改善を進言し、その促進を図らなければならない。

ニ 営業者は、食品衛生責任者の食品衛生管理上の進言に対して速やかに対処し、改善しなければならない。

ホ 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当し、常時、設備、取扱い等を管理できる者のうちから選任されなければならない。

(イ) 原則として、栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者若しくは船舶料理士の資格又は食品衛生管理者若しくは食品衛生監視員となることができる資格を有する者

(ロ) 知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長(以下「知事等」という。)が実施する食品衛生責任者のための講習会又は知事が指定した講習会の受講修了者

(ハ) 道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の食品衛生関係の条例に基づく資格又は道府県の知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長が食品衛生等に関してこれと同等以上の知識を要する資格として認めた資格を有する者

(ニ) その他知事が食品衛生等に関して同等以上の知識を要する資格として認めた資格を有する者

ヘ 食品衛生責任者は、法令の改廃等に留意し、違反行為のないように努めなければならない。

ト 食品衛生責任者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めなければならない。

(二) 管理運営要綱

イ 営業者は、設備及び取扱い等に係る衛生上の管理運営について、この基準に基づき、具体的な要綱を可能な限り作成しなければならない。

ロ この基準又はイの要綱は、従事者に周知徹底させなければならない。

ハ 営業者は、定期的に食品検査、ふき取り検査等を実施して、設備の衛生状態を確認するなど、

この要綱に基づく衛生管理状況を検証し、必要に応じてその内容を見直すものとする。

(三) 衛生教育

- イ 営業者又は食品衛生責任者は、運搬用具及び運搬容器等の管理、食品の取扱い等が衛生的に行われるよう、従事者に対し、衛生的な取扱方法、汚染防止の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施しなければならない。
- ロ 営業者又は食品衛生責任者は、洗浄剤、殺菌剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについて教育訓練を実施しなければならない。
- ハ 営業者又は食品衛生責任者は、従事者への衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じて教育方法を見直すものとする。
- ニ 営業者は、従事者を各種の食品衛生に関する講習会に出席させ、その衛生知識の向上に努めなければならない。

二 衛生措置

(一) 一般的衛生事項

- イ 営業者は、日常点検を含む衛生管理を計画的に実施するものとする。
- ロ 営業者は、設備等について、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄、消毒及び殺菌の方法を定めるものとする。また、その方法を定めた手順書の作成に努めなければならない。
- ハ 営業者は設備、人的能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うものとする。

(二) 食品取扱設備の管理

- イ 運搬容器は、洗浄及び消毒又は殺菌を行い、常に清潔に保つこと。
- ロ 運搬容器及び温度計は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に使用できるよう整備すること。また、これらの点検、補修等の結果を可能な限り記録すること。
- ハ 運搬容器の洗浄、消毒又は殺菌に洗浄剤又は殺菌剤(以下「洗浄剤等」という。)を使用する場合は、適正な洗浄剤等を適正な濃度及び方法で使用すること。
- ニ 運搬用具及び運搬容器を使用しない場合は、所定の場所に衛生的に保管すること。

(三) 食品の取扱い

- イ 食品の仕入れに当たっては、品質、鮮度、温度管理状態、包装状態、表示等について点検すること。また、その点検状況の記録に努めること。
- ロ 食品の運搬、販売等の各過程において、保存の温度及び時間については、当該食品の特性、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、保存方法、包装形態等に応じて適正に管理すること。
- ハ 食品について、規格基準等の適合性を確認するため、自主検査を実施するよう努めること。また、その検査の結果の記録を保存すること。
- ニ 衛生管理が不適当なため、又は売れ残つたために飲食に供することができなくなつた食品は、販売がされることのないよう、速やかに処理すること。
- ホ 販売に当たっては、販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売管理を行うこと。
- ヘ 長時間不適切な温度で販売し、又は直射日光にさらすことのないよう衛生管理に注意すること。
- ト 運搬容器から食品を取り出して、陳列して販売しないこと。

チ 運搬容器の蓋の開閉は最小限にとどめ、適宜保冷剤を使用するなど、温度管理に留意すること。

リ 食品の収納に当たっては、十分放冷した後に収納すること。

ヌ 運搬容器内では、相互汚染が生じない方法で保存すること。

ル 容器包装に入れられた食品は、仕入れた状態のまま販売すること。

ヲ おう吐物等により汚染された可能性のある食品は廃棄すること。

(四) 運搬等

イ 食品の運搬に用いる車両、運搬用具等にあつては、食品又はその容器包装を汚染するようなものを使用してはならない。また、容易に洗浄、消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、必要に応じて補修、消毒等を行うことにより適切な状態を維持すること。

ロ 食品とそれ以外の貨物とを混載する場合には、当該貨物からの汚染を防止するため、必要に応じて、食品を適切な容器に入れる等当該貨物と区分けすること。

ハ 運搬中の食品は、直射日光から遮断され、じんあい、排気ガス等に汚染されないよう管理すること。

ニ 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、運搬用具等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じて消毒を行うこと。

ホ 食品の運搬に当たっては、温度及び湿度の管理、所要時間、運搬方法等に留意すること。

(五) 従事者の衛生管理

イ 食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して、従事者の健康診断が行われるようにすること。

ロ 知事等から検便を受けるべき旨の指示があつたとき、又は自ら必要と認めるときは、従事者に適宜検便を受けさせること。

ハ 常に従事者の健康に留意し、従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかつたとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したとき、若しくはその疾病にかかつていることが疑われる症状を有するときは、その旨を営業者に報告させ、医師の診断を受けさせるとともに、そのおそれがなくなるまでの期間その従事者が食品に直接接触することのないよう食品の取扱作業に十分注意し、食中毒の発生防止に努めること。

ニ 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第十八条第二項の規定による就業制限の対象となつた場合(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号。以下「感染症法施行規則」という。)第十一条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する感染症に係る場合に限る。)において、当該従事者が飲食物の販売又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務に従事しているときは、同条第三項に規定する期間当該業務に従事させないこと。

ホ 従事者は、常に爪を短く切り、マニキュア等を付けないこと。食品を取り扱う際は、適宜、手指の消毒を行うこと。

(六) 記録の作成及び保管

イ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、食品に係る仕入元、製造又は加工等に関する情報、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録の作成及び保存に努めること。

- ロ イの記録の保存期間は、食品の流通実態、消費期限又は賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。
 - ハ 食品衛生上の危害の発生を防止するため、厚生労働大臣又は知事等から要請があつた場合には、イの記録を提出すること。
- (七) 食品の回収、廃棄等
- イ 食品に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、問題となつた製品を迅速かつ的確に回収するための連絡体制を整備し、具体的な回収の方法、知事等への報告の手順等を定めること。
 - ロ 回収された食品は、その他の食品と明確に区別して保管し、知事等の指示に従つて適切に廃棄等の措置を講ずること。
 - ハ 食品の回収等を行う際は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じて当該回収等に関する公表について考慮すること。
- (八) 情報の提供
- イ 消費者に対し、食品についての安全性に関する情報を提供するよう努めること。
 - ロ 販売した食品について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が販売した食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。
 - ハ 食品について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供すること。
 - ニ 消費者等から、販売した食品に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の情報であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、知事等に速やかに情報を提供すること。

別表第三 （略）

別表第四 （略）

別表第五 （略）